

警報等発令時の拠点活動(PPK 体操)について

1. 新居浜市(愛媛県全域、東予地方全域、東予東部地方全域の場合も含みます。)に**特別警報**または**警報(波浪警報・高潮警報を除く)**が発令されている間は、**拠点活動を中止**してください。

2. 指導事業者による拠点指導は、指導日の午前8時以降に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発令された場合は延期とします。ご了承ください。



※新居浜市の警報については、次のような方法で確かめることができます。

- ・テレビのチャンネルをNHKにして、リモコンの「Dデータ」ボタンを押す。
- ・インターネットで「気象警報・注意報、新居浜」で検索する。(気象庁)

ご自身やご家族、友人、隣人の生命を守ることを
第一に考えた拠点運営へのご協力をお願いします！



市役所2階

新居浜市地域包括支援センター

電話 65-1245